

平成19年12月21日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。少々お疲れのようでございますが、最終日でございます。どうかよろしく願いいたします。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中上良隆君）この際報告いたします。

市長から平成19年12月19日付、橋総第128号をもって追加議案18件が送付されております。

次に、議会運営委員会委員長 山田君から平成19年12月12日付をもって議案1件が、同じく経済建設委員会委員長 清水君から平成19年12月17日付をもって議案1件が、同じく文教厚生委員会委員長 平林君から平成19年12月18日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成19年12月17日付、橋総第126号をもって市長専決処分事項の報告があったので、その写しを配付いたしております。

次に、総務委員会委員長、経済建設委員会委員長及び文教厚生委員会委員長から、行政視察報告書の提出がありましたので配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番 中西峰雄君、22番 楠本君の2人を指名いたします。

お諮りいたします。

健康福祉部長から12月11日の瀧議員の一般質問に対する答弁における発言について、一部不適切な発言があったので、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって健康福祉部長からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

日程第2 請願第5号 後期高齢者医療制度の見直しを求める請願の取り下げの件

○議長（中上良隆君）日程第2 請願第5号 後期高齢者医療制度の見直しを求める請願の取り下げの件 を議題といたします。

本件については、請願者から平成19年12月18日付をもって請願書の取り下げ願が提出されました。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております請願第5号 後期高齢者医療制度の見直しを求める請願の取り下げの件 については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号 後期高齢者医療制度の見直しを求める請願の取り下げの件 については、これを承認することに決しました。

日程第3 議案第12号 橋本市移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定について と日程第4 議案第13号 橋本市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第3 議案第12号 橋本市移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定について と日程第4 議案第13号 橋本市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）それでは、議案第12号、13号につきまして委員長報告を行います。

去る12月13日の本会議において、本委員会に付託された議案第12号 橋本市移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定について と議案第13号 橋本市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について を審査するため、12月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第12号は、市民生活における情報通信基盤の整備を行い、情報格差を是正し、情報通信の利便性の向上を図るため、移動通信鉄塔施設を橋本市北宿6番地に設置するものである。

委員から、橋本市内でも電波の届かない箇所が他にもあると考えられる。その地域から鉄塔設置の要望があった場合、同様に対処されるのか とのただしがあり、北宿の鉄塔設置については、観光地としての目的をもって今後メリットがあると事業者が判断し、設置に至った。本地域以外に二、三カ所から設置の要望があり、県等に要望し、協議している

が、最終的には事業者にとってメリットがなければ、事業への参入は望めないことから、事業化に至るかは非常に困難であると考えられる との答弁がありました。

損害賠償について、天災地変により破損したときは、全面的に本市が全額を負担するのか とのただしがあり、天災地変等による破損は、国、県、事業者等で協議の上、原状に回復を考えている との答弁がありました。

利用者の目的外利用等の禁止で、目的外利用されたときのチェック機能について ただしがあり、携帯電話以外の利用に使われたときのことを目的外利用と考えており、チェック体制は地域住民、利用者等からの情報収集による との答弁がありました。

議案第13号は、本市が行う移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づく受益者負担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものである。電気通信事業者は、施設の整備にあたり、補助対象経費の6分の1に相当する額を一括して、当該地方公共団体に納入する。また、移動通信用鉄塔施設整備により、整備された施設にかかる維持管理経費については、電気通信事業者が全額負担するものである。

委員から、本市が負担する額はいくらか とのただしがあり、国が1,625万円、県が650万円、事業者が541万6,000円、残り433万4,000円が本市の負担となる との答弁がありました。

次世代通信が更新されていく中で、通信工事費用が多額になると聞いているが、事業者で負担してもらえるのか とのただしがあり、設備を新しいものに変える場合は、維持管理費にあたるため、電気通信事業者の負担になると考えている との答弁がありました。

以上、報告を終わります。議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号と議案第13号の2件について、一括して討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 橋本市移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定についてと議案第13号 橋本市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についての2件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号と議案第13号の2件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 請願第4号 コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願について

○議長（中上良隆君）日程第5 請願第4号 コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願についてを議題といたします。

ただ今議題となりました本件に関し、総務委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

閉会中の継続審査に付することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第6 請願第3号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願について

○議長（中上良隆君）日程第6 請願第3号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願についてを議題といたします。

ただ今議題となりました本件に関し、経済建設委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。